南河内フルーツロゴマーク取扱い手引き

（趣旨）

1. この手引きは、別紙の「南河内フルーツロゴマークデザインガイド」に定める「南河内フルーツロゴマーク」（以下、「ロゴマーク」という）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

（ロゴマーク）

第２条　ロゴマークは別紙に掲げるものとする。

（南河内フルーツの定義）

第３条　この手引きにおける「南河内フルーツ」は、以下のとおり定義する。

一　南河内地域で生産された果物※１であること

二　南河内地域で生産された果物を使用した加工品等※２であること

三　その他、大阪府南河内農と緑の総合事務所が適当と判断したもの

※１　ここでいう果物とは、２年以上栽培される木本植物（主に果実が食用となる果樹類）と草本植物（バナナやパイナップル等）、ならびに農林水産省統計における「果実的野菜」（いちご、メロン等）とする。

※２　ここでいう加工品等とは、調理・加熱等した加工食品や料理等の飲食物、ならびに非食品（染料、衣類等）とする。

（ロゴマークの使用基準）

第４条　ロゴマークは、原則として南河内フルーツを生産・加工・販売する者が、次に掲げる基準をすべて満たす場合に、使用できるものとする。

一　フルーツ産地としての南河内の認知度拡大に資する目的に沿ったものであること

二　各種法令や公序良俗に反しないこと

三　別紙の「南河内フルーツロゴマークデザインガイド」を遵守するものであること

（ロゴマークの使用料）

第５条　ロゴマークの使用は、無料とする。

（不当表示の回避）

第６条　ロゴマークの使用にあたっては、第４条に基づき、利用者等に不快感や誤解を与えるような表示、表現を避けなければならない。

（使用者の責務）

第７条　ロゴマークが表示されたものに関する事故、苦情等が発生した場合の一切の責任はロゴマークの使用者が負うものとし、ロゴマークの使用者は誠意を持って必要な処置を講じなければならない。

（使用の中止等）

第８条　大阪府南河内農と緑の総合事務所はロゴマークの使用に関し、次に該当すると認めるときは、その使用の中止を求めることができる。

一　特定の個人または団体・企業の売名に利用する場合

二　不当な利益を得るために利用する場合

三　大阪府南河内農と緑の総合事務所の品位を傷つけ、またはロゴマークを制定した趣旨の妨げとなるおそれがある場合

四　大阪府南河内農と緑の総合事務所が行う事業、または大阪府南河内農と緑の総合事務所が支援等を行う事業を推進する上で支障が生ずるおそれがある場合

五　定められた使用方法によって使用していないと認められる場合

六　その他大阪府南河内農と緑の総合事務所が不適切と判断する場合

（ロゴマークの使用状況等の調査）

第９条　大阪府南河内農と緑の総合事務所は、ロゴマークの適正な活用を図るため必要と認める場合に、ロゴマークの使用者に対してロゴマークの使用状況等について報告を求め、または必要な調査を行うことができる。

（ロゴマークの権利）

第10条　ロゴマークの著作権等に関する一切の権利は大阪府南河内農と緑の総合事務所に帰属する。採用作品の制作者は著作者人格権を行使しないものとし、ロゴマークの使用にあたり原案を尊重しながら補正・修正を加える場合がある。

 （ロゴマークの管理）

第11条　ロゴマークの管理は大阪府南河内農と緑の総合事務所において行う。

（その他）

第12条　この手引きに定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この手引きは令和７年５月２１日から施行する。